

KNC NETWORK NEWS

2017年10月28日 発行

経営一言:「各社に横串を通し、新ビジネスを生み出す」

(日本軽金属H. D 岡本社長)

一 所長コメント:これからは横のつながりが大切。横は同志的つながり、人とのつながり。コラボ・SNSも横のつながり。新鮮な情報は横のつながりから入ってくる。一



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 日経平均、15日続伸。過去最長、与党圧勝を好感

東京株式市場で23日、日経平均株価が15営業日連続で上昇した。1949年5月以来、最長の連騰記録となった。衆院選で与党が圧勝し、政権が進めるアベノミクスや緩和的な金融政策が続投するとの安心感が広がった。企業業績の拡大に対する期待もあり、外国人投資家を中心に買いが入った。日経平均の終値は前週末比239円01銭高の2万1696円65銭で、21年ぶりの高い水準となった。

赤字法人の税務調査 《税務》

「赤字法人には税務調査は入らない」という人は多いですが、実はこれには何の根拠もない都市伝説にすぎません。税務署は業界の動向を調べたうえで、赤字法人に対しても準備調査の段階で決算書や資料を詳細に把握し、経理処理のミス指摘したり、場合によっては隠れた黒字を発見したりするケースがあります。例えば、消耗品に棚卸資産とすべき貯蔵品がないか、雑費でも役員の個人負担とすべきものが含まれていないかなど、税務調査官は目を光らせています。旅費では、旅費規程を綿密に確認し、規定通りに支出と記帳が行われているかどうかを照らし合わせます。また領収書では、手書きのものや宛名が「上様」となっているもの、高額な金額が記載されているものについては、念入りに裏取りします。給与についても、給与額を社員から直接聴取し、記帳してある金額との突合せを行うこともあります。

このように、経理処理や記帳内容をつぶさに確認する作業が進められ、処理のミスや取り扱いの勘違いなどが炙り出されていきます。赤字法人であっても油断は禁物です。

弱みを活用する 《経営》

自然界では弱いものが滅び、強いものが生き残ります。この自然界の摂理はビジネスにも通用するのでしょうか。日本において、中小企業(零細企業も含めて)が充実している理由は、その弱みを活用する事に優れているからではないでしょうか。

例えば、現在中小商店等の一部ではネット通販が盛んになっています。立地・事業規模・接客等の弱みを解消(又は減らす)出来るからです。昭和30年代のように商店街に顧客が大勢押し掛ける状態が続いていれば、ネット通販のリスクを敢えて取らないでしょう。また、小さな飲食店は、豪華な店舗や広々した空間を売り物にする店舗と同じ土俵で戦っても勝てません。むしろ、質素だが特徴のある設備、他店と違う独自のメニュー等を用意し、お客とのコミュニケーションを重視して家庭的な接客をする等、小規模店の弱みを活用する対応が求められます。近年、繁盛している数坪規模の立飲み店・やきとり屋・惣菜店・弁当店・ファーストフード店等にはよく見られる戦略です。

創業計画や再生計画等において、「立地条件・資金・事業規模・接客力・技術力等の弱み」=「採算性・競争等の不利」を理由に計画を撤回する場合があります。もちろん、実態を把握する事は有効ですが、忍耐強く弱みを活用する戦略を練る事も重要です。

冬のボーナス、源泉徴収でのポイント 《税務》

冬のボーナスの時期がやってきます。会社としては賞与の源泉徴収で気を付けなくてはならないポイントがあります。前月に給与を支払っているとき、またはボーナスの金額が前月給与額の10倍を超えているときは注意が必要です。

給与を支払うときに源泉徴収する税額は、支払いの都度「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。税額表には「月額表」「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」があり、ボーナスや年末手当といった名目で定期的給与とは別に支払われるものには「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を用います。

しかし上記のふたつのケースに該当するときは、ボーナスの支払いであっても「月額表」を使います。通常は、前月の給与から社会保険料など差し引いた金額を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめ、税率(賞与の金額に乗すべき率)を求めます。そして「賞与から社会保険料等を差し引いた金額×税率」が賞与から源泉徴収する税額になります。前月に給与を払っていない場合は、「賞与から社会保険料等を差し引いた金額×6分の1」を月額表に当てはめ税額を求め、それを6倍にした額が源泉徴収する税額となります。

賞与が給与の10倍超となる場合は、「賞与から社会保険料を差し引いた金額×6分の1」と「前月の給与から社会保険料等を差し引いた金額」を足した額を月額表に当てはめ税額を求めます。その税額から「前月の給与に対する源泉徴収税額」を差し引き、これを6倍した額が賞与から源泉徴収する税額になります。どちらも賞与計算期間が半年超なら(賞与-社会保険料等)÷12として同方法で計算します。求めた額の12倍が源泉徴収税額です。

相続財産から控除できる葬式費用 《相続》

通夜や告別式の際に必ずかかる費用であれば、相続税の計算時に相続財産から控除できますが、香典返しのためにかかった費用は控除対象ではありません。

遺産総額から差し引ける葬式費用は次のような支出です。

- ①葬式や葬送、火葬、埋葬、納骨のための費用
- ②遺体や遺骨の回送費用
- ③お通夜など葬式の前夜に生じた費用で通常葬式にかかせない費用
- ④葬式の際の読経料などのお寺へのお礼
- ⑤死体の搜索、死体や遺骨を運搬するための費用

遺産総額から差し引く葬式費用に該当しないのは、香典返しのための費用のほか、墓石や墓地の買入れのためにかかった費用、墓地を借りるためにかかった費用、初七日や法事のためにかかった費用などです。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。